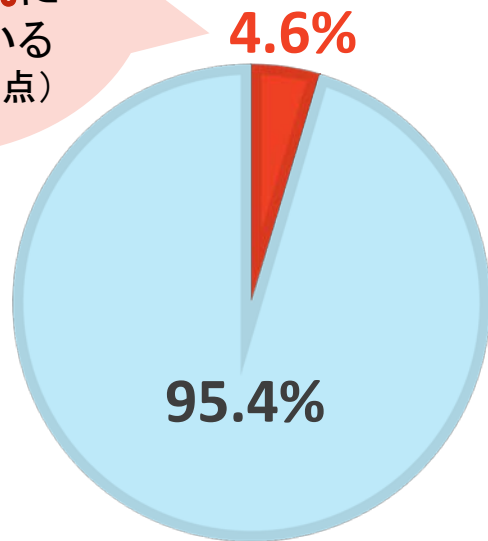


新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(「休業支援金拡充法案」) 概要

■■政府による現行の新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金制度の問題点■■

- 大企業の非正規労働者は対象外 [→ 政策①]
- シフト制・日々雇用の労働者にはハードルが高い [→ 政策②]
- 給付に必要な事業主の協力が得られない [→ 政策③]

休業支援金・
給付金の支給は
予算の4.6%に
とどまっている
(10月15日時点)



第二次補正予算での計上額5442億円に対する、2020年10月15日までの累計支給決定額約250億円の割合

「休業支援金拡充法案」の3つの政策

- ① 休業支援金・給付金に係る企業規模要件の廃止
⇒ **大企業の非正規労働者も受給可能に**
- ② 事業主に雇用されることを常態としていた者が休業支援金・給付金を受けるための措置の義務付け
⇒ **シフト制・日々雇用の労働者の受給が容易に**
- ③ 事業主に対して、支給を申し出た労働者の不利益取扱いの禁止、国の措置への協力の努力義務等
⇒ **支給の申出について事業主の協力等を確保**